



公益社団法人

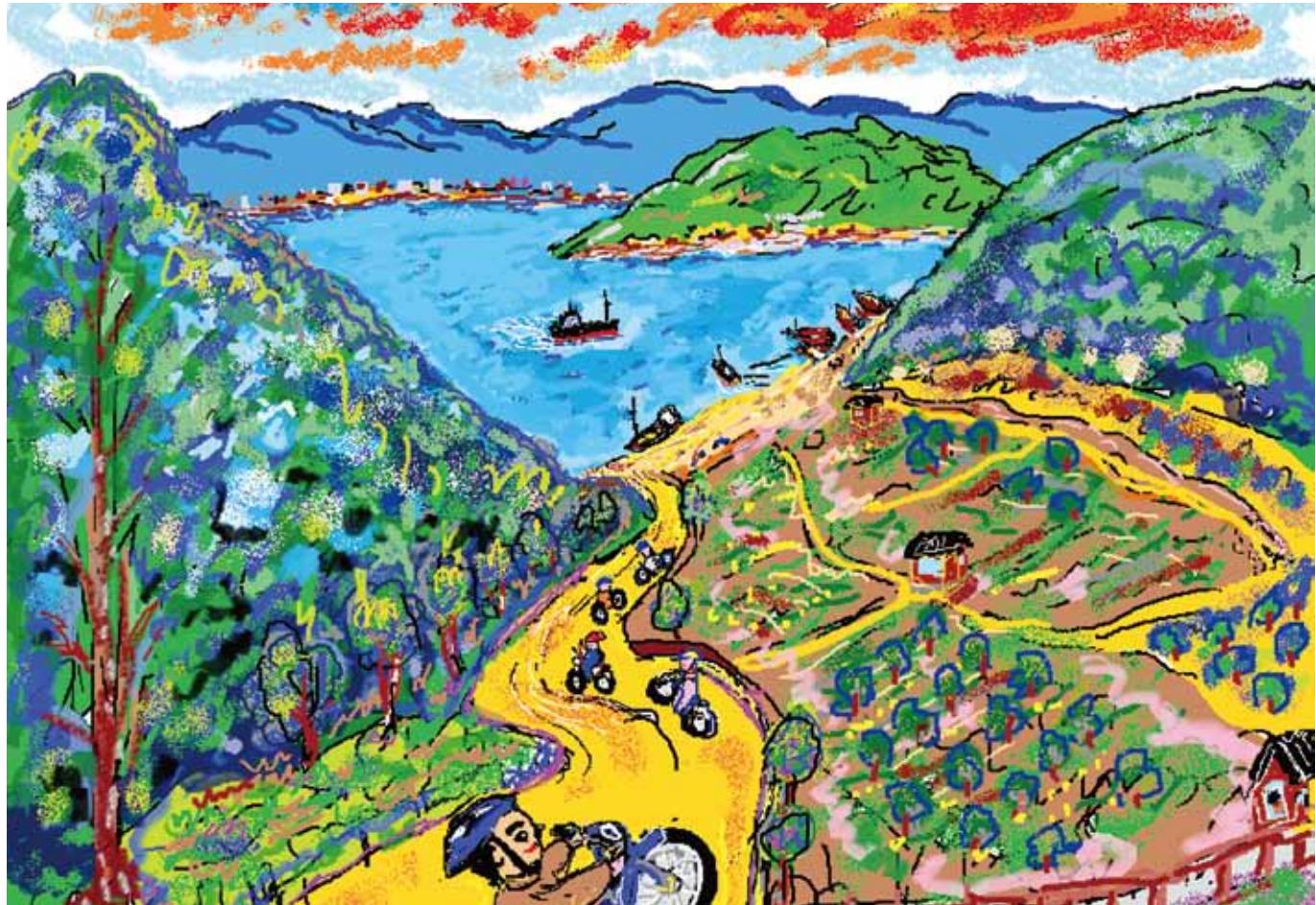
尾道法人会 広報

おのみち

No.155

2018年 秋

Autumn



近場の島へフェリーでわたり 島を一周サイクリング
丘に登り一気に坂道をおりながら 内海の島々 行き交う船 カモメが舞い
上空にはトンビが鳴き 秋を感じる快適なツーリングだ

大洋船具(株) 川辺 和洋

■第7回通常総会	P2	■租税教室はじまる	P11
■平成29年度表彰	P2～P3	■財政教室に向けて	P11
■講演会「不易流行」	P3	■第10回税に関する絵はがきコンクール展示と表彰式のお知らせ	P11
■新署長着任あいさつ	P4	■税務署長 企業視察	P12
■新署長への表敬訪問	P4	■支部だより	P12
■第13回「法人会全国女性フォーラム」山梨大会	P5	■新会員ご紹介	P13
■青年部会・女性部会 合同報告会	P5	■行事予定	P13
■女性部会 5月例会	P5	■川 柳	P13
■税のコーナー	P6～P9	■編集後記	P13
■社長に聞く	P10		

公益社団法人尾道法人会

第7回通常総会



（月）に尾道国際ホテルにおいて、120名を超える

ご来賓と会員で盛大に開催しました。

冒頭、手塚会長から「管内で税に対する関心が高まっている中、長久税務署長も財政という切り口を含め教壇に立たれました。子供たちに税の大切さを伝える中で、日本の正式な税の始まりが『租庸調』だと教えていましたが、近頃の財務省の体たらくを見ると、税の解釈が歪められているのかと心配しています。長久署長におかれては、7月には東京に帰られると思いますが、血氣盛んな青年らしさを發揮されて活躍されることを祈念します」と挨拶があり、続いて議事に移りました。

平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、平成30年度収支予算が報告されました。

議事終了後各種表彰に移り、法人会活動に対して

顕著な功績をあげられた会員・支部に手塚会長より表彰状と記念品が授与されました。

平成30年3月31日現在

貸借対照表

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	6,310,013	5,397,662	912,351
前払金	167,800	167,800	0
流動資産合計	6,477,813	5,565,462	912,351
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	727,320	563,040	164,280
特定資産合計	727,320	563,040	164,280
(3) その他固定資産			
電話加入権	172,790	172,790	0
その他の固定資産合計	172,790	172,790	0
固定資産合計	10,900,110	10,735,830	164,280
資産合計	17,377,923	16,301,292	1,076,631
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	375,331	0	375,331
預り金	155,887	134,452	21,435
未払法人税等	21,000	21,000	0
流動負債合計	552,218	155,452	396,766
2. 固定負債			
退職給付引当金	727,320	563,040	164,280
固定負債合計	727,320	563,040	164,280
負債合計	1,279,538	718,492	561,046
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	16,098,385	15,582,800	515,585
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	16,098,385	15,582,800	515,585
負債及び正味財産合計	17,377,923	16,301,292	1,076,631



常任理事
山本 修
(株)山石



監事
西山 忠夫
(有)西山旅館



全法連功労者表彰

平成29年度

表 彰

法人会の運営と発展に多大な貢献をされた方々に、表彰状が贈られました。
(敬称略)

「不易流行」

（講師）学校法人花園学園 学園長 松井 宗益氏

皆さんの会社にも社是があると思います。それは何のために存在するのか？

社会に貢献する、世の中の為になるなどですが、これは創業五十年百年経つても変わらないものだと思います。しかし、その伝え方、売り方、作り方はどんどん変化しています。成功者はこの日々刻々と変化する時代にどう速やかに対応しているのか？

不易と流行を常に心において経営にあたらなければなりません。

心の幸せ

私は昭和22年生まれで、何もない時代を過ごしました。隣家の柿やカボチャが早く実らないか、実つてしまふと皆が食べる所以で少々青くとも食べていただ時代でした。

今や何でもある時代に変わりました。その過程で、モノが手に入り生活が豊かになることで幸せを感じました。私たちはこの時同時に心の幸せはどうすれば得られるのかを考えるべきでした。

平成28年に60万7千組が結婚し、21万2千組が離婚しました。このうち、片方が両方がイヤだと言つて離婚調停になつたものが6万8千組います。調停を申し立てた73%が、妻が夫に対してです。なぜ、長年連れ添つた相手を裁判までして別れるのか？

理由の第1位は男女とも同じ「性格の不一致」です。

「性格の不一致」って何でしょ？？幸せと感じる価値観の相違、自分が幸せだと感じることを夫と共有できない。愛情・愛が感じられない。今までの時代はモノによつて豊かさ、幸せを共感することが出来ました。

夫婦共通で欲しいモノがありますか？一人で相談しなければ買えない。他の家庭にあって我が家にないモノ。なかなかありませんよね。

不变の眞実

幸せはいつも自分の心が決めます。自分の心の中にきちっと幸せだと思えることが確認できなければ、どんなに幸運なことかありますか？

な状況下にあっても不幸せと感じるでしょう。

自分の人生を有意義に生きて幸せを実感する。それがには感謝しかないのだと思います。

周りの人に感謝し反省しながら、少しでも皆に喜んでもらえるように日々生きようと頑張っている経営者（リーダー）のいる会社は絶対に倒産しません。なぜなら、皆がそういう会社を大切にするからです。

皆さんの会社は、他社が出来ないものがありますか？同業他社と商品の質も価格も従業員の質も変わらなければ淘汰されても仕方ありません。常に感謝し、反省し、奉仕の精神を忘れないこと、その先に各々のオシリーワンがあると思います。奉仕の精神とは、見返りをめずさせて頂いてありがとうという姿勢です。

自らを見つめなおす時間

情報過多の現代社会で取捨選択が求められます。見えるところは洗えますが、心は意識しないと洗うこと出来ません。

人間いつまでも生きません。誰もが変化しています。今日より明日は老いています。

限りある人生を悔いのない生き方をするには、自らの心を見つめる必要があります。

お仕事に追われる毎日とは思いますが、5穴を閉じて自分を見つめなおす時間を取つていただければと思います。

皆さまが尾道のトップリーダーとしてご活躍され、尾道が日本の心の故郷だと言われる未来を祈念して話を終ります。

尾道法人会会長表彰

理事 山田 力正

山田硝子(株)

理事 寺本 吉孝

(株)寺本鉄工所

女性部会研修委員長 横木 美喜

横木建設(株)

女性部会研修委員長

大高美代子

(有)おおたか住設

青年部会運営専務

鍛治川立章

(有)朝日屋

女性部会研修副委員長

根葉 博文

(有)おおたか住設

生口支部副支部長

村上 公俊

(有)友文館

重井地区地区委員長

宮地 宏明

(有)ナイスウェア

厚生事業表彰

東支部支部長

宮地 宏明

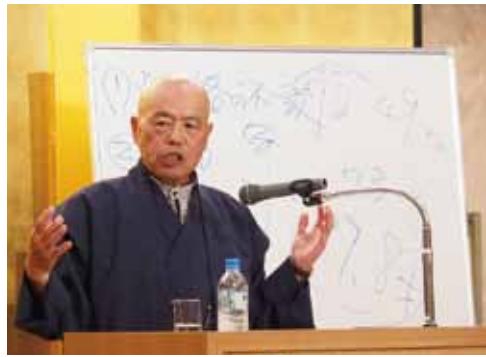
(有)ナイスウェア

90%維持賞

鉄工団地地区

重井地区

広島県連会長表彰



尾道税務署 新署長着任あいさつ



尾道税務署
まつ うら
署長 松浦 茂氏
しげる

本年7月の人事異動により、岡山県の新見税務署から尾道税務署長として参りました松浦でございます。尾道税務署の勤務は初めてですが、3年連続で日本遺産に認定された歴史文化資源に溢れ、多島美や豊富な農産物の一大生産地を有するこの地で勤務できることを大変うれしく思っております。

着任に当たり、公益社団法人尾道法人会の皆様に二言ご挨拶を申し上げます。

先ず初めに、7月の豪雨災害により、亡くなられた方々とご遺族に対し、哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方々には心からお見舞いを申し上げます。併せて、貴法人会には直接あるいは間接的に被害影響を受けられた会員企業も多数いらっしゃると思いますが、一日も早く平常時に復帰されますようお祈りいたします。

貴法人会の皆様方には、平素から法人会活動を通じ、円滑な税務行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、この紙上をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、貴法人会におかれましては、「税のオ.ビ.オ.ンリーダーたる経営者の団体」を基本理念に、会員の増強運動を展開され強固な経済基盤を築かれるとともに、公益性を強く意識した税の啓発・経営者支援・社会貢献など地域社会に密着した事業活動を積極的に推進され、青年部会及び女性部会の活動にも目を見張る

ものがあり、広島県の単位会の中でもトップクラスとお聞きしております。これもひとえに手塚会長をはじめ歴代の役員の方々の優れた指導力の下、会員の皆様方が一致協力してご尽力された賜物であると、深く敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、社会経済のICT化や国際化、経済取引の高度化、複雑化が日々急速に進んでおります。

このような状況の下、今後とも、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果たすためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に的確に対応することはもとより、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱とした中長期的な課題について段階的に取り組む必要があります。

また、来年10月に、消費税率の引上げと同時に実施される軽減税率制度は、取扱商品の適用税率の確認や区分経理など、多くの事業者の皆様に関係があり、制度実施が近づく中、事業者の皆様に制度内容を十分理解して必要な準備を円滑に進めていただき、正しい申告と期限内納付を行つていただけるよう周知・広報に取り組む必要があります。

これらの税務行政を進めるに当たり、職員一同、一丸となつて取り組む所存ですが、その円滑な執行には納税者の皆様の税に対するご理解とご協力が必要であり、貴法人会の皆様方には、正しい税知識の普及と納税意識の高揚にご努力いただき、私どもにとりまして誠に心強いものでございます。

今後とも、税務行政の円滑な運営になお一層のご尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、貴法人会の益々のご発展と、会員各社のご繁栄並びに会員の皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



新署長への表敬訪問

7月27日(金)、7月の人事異動で尾道税務署へ着任された松浦茂署長を手塚会長、高橋・新川両副会長、前田青年部会長、上野女性部会長で表敬訪問を行いました。

会長より「尾道法人会の活動エリアは瀬戸田から世羅町までと広範囲で、各々の地域で色々な活動をしている。せっかく尾道に来られたのですから、いろいろな場にお越しいただきたき会員とも交流していただきたい」と話があり、署長が「是非、機会をとらえて出かけたい」と受けられ、また松浦新署長の趣味のレザーカラフトの話で盛り上がり、終始和やかに終えることが出来ました。

第13回「法人会全国女性フォーラム」 山梨大会



第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会が「輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～」のテーマのもと、4月12日（木）、アイメッセ山梨にて開催されました。

本会からは上野部会長はじめ、8名で参加いたしました。

記念講演では、講師に元NHKエグゼクティブアナウンサー・NPO法人トレッキング協会会長 国井雅比古氏をお迎えして「小さな旅と私～人との出会いと発見～」と題しての講演があり、番組制作の中での体験をもとに、男性よりも地域に根差している女性のたくましさを楽しく話されました。またご自身の闘病生活から普通に暮らすこと、今ここにいることの大切さを、実感を込めて話されました。

会場内入り口には「税に関する絵はがきコンクール」の全法連女連協会長賞作品の展示ブースがあり、租税教室と絵はがきコンクール事業への取り組みが全国に拡大し、その内容がますます充実していることを感じる大会となりました。



4月25日（水）、尾道ロイヤルホテルにおいて、青年部会と女性部会合同での報告会を開催しました。来賓として、長久尾道税務署長、手塚会長にもご臨席いただき、29年度の事業報告と30年度事業計画を報告しました。

青年部会の租税教室と女性部会の絵はがきコンクール共に小学6年生を対象に事業を開催しており、各学校での租税教育の取り組みなど活発な意見交換が出来ました。

昨年度、長久署長によって行われました「財政教室」を青年部会として取り組むことも計画に盛り込まれ、例年にも増して盛り上がった報告会となりました。

青年部会 女性部会 合同報告会

女性部会 5月例会



5月17日（木）、しまなみ商工会向島本所2階において、尾道・向島で活動されている日本ヨーガ療法学会認定ヨーガ療法士 森岡香織氏をお招きして、例会を開催しました。

毎日の生活の中で知らず知らずに緊張している身体と心のリラックスをしようということで企画されました。体に負担をかけない、個人個人の体に合わせた動きで良いことや、動かす個所を意識して呼吸法を少し教わるだけで、不思議と落ち着いた気持になりました。

例会終了後も講師を囲んで、自宅で出来るヨーガをお教えていただき、ワイワイと盛り上がった例会となりました。

税の
コーナー



軽減税率制度への対応には準備が必要です!

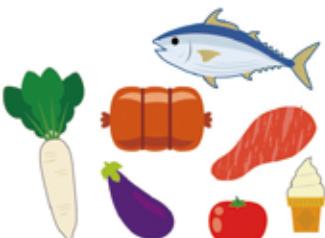
平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。



飲食料品の取扱い
(販売)がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

*右の①②③を全てご確認ください。



飲食料品の取扱い
(販売)がない

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

*右の②③をご確認ください。

①

レジの入替えやシステムの改修について
⇒ 2ページの①へ

②

請求書等の記載事項について
⇒ 2ページの②へ

③

帳簿の区分経理・記載事項について
⇒ 3ページの③へ

3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型

電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

② 請求書等の記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象 A		△△商事株



請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事株		

請求書		
(軽減税率対象) A 株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
合計		43,200円
△△商事株		

請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
合計		88,000円
△△商事株		

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

帳簿の 記載事項	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月~)
	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の対価の額(税込み)	左記①～④の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

- ①「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ②一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		摘要	借方(単位:円)
月	日		
11	30	株○○物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	株○○物産 ※食料品(11月分) A	43,200
:	:	:	:

(※:軽減税率対象品目) B

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

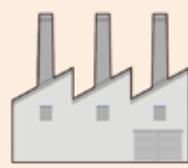
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。



食品製造業

- ・飲食料品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。

小売業

- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

飲食業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。

軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスターの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスターの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

Q 検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。





社長に聞く

Vol.139

「笑顔」と「ありがとう」

瀬尾税理士事務所

所長 瀬尾 晓史さん

今日は税理士の瀬尾晓史さんを訪ねました。昭和39年生まれの54歳、ご家族は奥様と二人のお子様の四人家族です。地元の中学校を卒業後、広島の修道高校に進学され、中央大学在学中から税理士資格の勉強を始められました。卒業後24歳の若さで試験に合格され、一年間の東京での公認会計士事務所勤務を経て、25歳の時に消費税導入を契機に尾道に帰られ、26歳で税理士登録をされました。事務所はご尊父が税務署を退職され、昭和46年に開業されました。子供の時から当然のように後を継ぐと考えていたそうです。帰省後は尾道青年会議所理事長も務められ、経済同友会、ロータリークラブ等にも参加され、業界だけでなく地元の皆さんとの交流も大切にしておられます。

尾道に戻られて以来、ご自身が事業を継承した時にお父様の時代の顧客をつなぎ留めていくために何が必要かと考え続けていたそうです。代表交代時に顧客が離れていくのではないかとの危機感から信頼関係の継続と顧客のニーズに沿った新たな付加価値サービスの充実を常に検討されてきましたが、その中でも経営アドバイスは顧客のニーズをとらえ、信頼を得たサービスの一つとなつたそうです。

事務所スタッフに対しては、「愛と感謝と志を持つて」仕事をするようにと指導されています。その具体的な内容は「愛」を持って仕事に接すること。

仕事をさせていただいている「感謝」の気持ちを常に忘れないこと。お客様と共に社会に貢献するという高い「志」を常に携えて行動する、ということだそうです。お客様と地域と共に歩み、発展していくこうとする事務所の方針がよく表れていると思います。

「地域密着の事務所を目指して」

「笑顔とありがとうがあふれる仕事をしよう」をスローガンに掲げています。お客様の立場に立った経営を物語る言葉として「お客様の成長が私たちの喜びです」とも語っておられます。常にお客様の立場に立つて顧客の会社の将来を一緒にになって真剣に考えていく瀬尾所長の姿勢を印象付ける言葉だと思います。取引先の経営の健全化と発展を後押し元気な企業になつてもらうために、事務所もお客様にとって役立つ最新の情報の収集に努め、顧問先の経営改善をサポートしています。各々の地場企業が発展することによって地域経済が活性化し、さらに各企業も地域の発展によって潤うという好循環が起きるとの信念のもと日々努力されています。地域に密着し、地元企業に沿ったサポートのできる「地域密着型会計事務所」を今後も目標にされていかれるそうです。スタッフの皆さんに常に言わ

持ちを持つて常にお客様に接し、元気な会社を増やして地域を元気にしていくうことだそうです。

「ぎゅっと尾道」

全国各地で問題となつている空き家問題の解決のために司法書士、税理士、弁護士、不動産、建築等の専門家によって立ち上げられた「ぎゅっとおのみち」にも当初から参加されています。深刻な問題となつている空き家対策のためには地元の専門家有志が集まつて結成された「尾道空き家対策専門家協議会」のことです。瀬尾所長の普段からの考え方である地域の活性化、地元企業へのサポートの一環として設立当初から参加され活動されています。今では金融機関、保険、一般企業も多数参加され、尾道の経済界を挙げてこの問題に取り組む大きな流れとなっています。全国的に政府、行政も空き家問題には苦労している中、いち早く民間から行動を起こし町全体の問題として考え、解決していくこうとしており、行政からも大変に頼られる組織となっています。

こういった地元への貢献と地域密着を標榜し、今後も取引先の企業に愛され、信頼される税務のスペシャリストとして尾道の経済界を支えていかれることを思いました。

(吉田大造)

租税教室はじまる



本年度の租税教室活動の先陣を切つて、6月19日（火）世羅小学校、7月3日（火）せらにし小学校の世羅郡支部内2校で始まりました。講師に立った青年部会員も、地域や学校の行事で多くの児童と顔見知りということもあり、自己紹介での会社の説明から身近に使われている税金についても興味を持つて聞いていました。

授業終了後には、児童から「いろいろな所に税が使われていることを初めて知りました。もっと勉強して家に帰つて家族に話したい」と感想を伝えられ、参加した部会員一同、今後更に研修を積んで、より良い授業にしていこうと話し合いました。

青年部会では、本年度も尾道市・世羅町の全28校での租税教室実施を目指して活動しています。

青年部会では、従来実施している租税教室を一步進め「財政」の要素を取り入れた教室を実施しようと計画しています。昨年度、長久前尾道税務署長が講師として美木原小学校で行つたのを契機として、児童と共に考えるワークショップの手法を用いて、限られた予算で地域の課題にどう取り組むか（予算立て）の授業を創つています。

長久前署長が行つた授業の中で「皆さんができる予算。決めるまでにいろいろな意見が出たと思います。いろいろな意見がある中、話し合いで金額を決めました。この作業が政治そのものだと思います」と話されていました。

投票権年齢も引き下げられ、目の前にいる児童が数年後には有権者として政治家を選ぶこととなります。私たちの授業が少しでも子供たちの役に立てばと考えています。

現在、横原勝財政教育委員会委員長のもと、7月2日に校長会に説明に伺い、尾道市立西藤小学校での実施が決まり、いよいよ内容の検討に入ります。全国的にも珍しい授業となるので、教育関係者、尾道税務署をはじめとする税務関係者と連携を取りながら進めを行きたいと思ひます。

財政教室に向けて



第10回税に関する絵はがきコンクール展示と表彰式のお知らせ

税に関する絵はがきコンクール展示と表彰式を左記の会場で開催します。

このコンクールは、尾道税務署管内全ての小学6年生を対象に納税意識の醸成を目的に開催しており、専門家による審査により入賞作品を審査しています。また、各学校に対しても、全児童で取り組みを行つた学校も併せて表彰を実施しています。

また、駅前福屋・フジグランの展示では、中学生を対象とした税の習字の作品展示も併せて行います。

表 彰 式		日時／11月3日（祝）9:30～ 場所／尾道商工会議所駐車場特設ステージ
展示①	入選作品・ 全ての応募作品	日時／11月3日（祝）9:30～ 場所／尾道商工会議所1階ロビー
展示②	入賞作品のみ	日時／11月8日（木）～14日（水） 場所／尾道駅前福屋2階パブリックギャラリー
展示③	入選作品・ 全ての応募作品	日時／11月15日（木）～25日（日） 場所／フジグラン尾道3階

税務署長企業視察



5月16日(水)、長久前税務署長が本会役員企業であるアンデックス(株)を視察されました。アンデックスは自動車や航空機・新幹線などの鉄道車両を塗装する設備を製造しており、敷地内には全国でも珍しい塗装設備の性能を体験できる施設があり、様々な形状・大きさのものが精密に塗装される様子を1つ1つの施設で熱心に見学されました。

また、アンデックスは小型自転車「風」の販売を通じて尾道のサイクリング人気の火付け役にもなつており、本年度「自転車活用推進功績者表彰」の第1号にも選ばれています。



生口支部では、7月1日(日)午前8時45分からリフレッシュ瀬戸内統一行動への協力として、瀬戸田サンセットビーチにて清掃活動に参加しました。生口島島内の各団体・中小学生など、総勢400名を超える人数で行われる一斉清掃活動です。本事業実施に当たっては、公益社団法人尾道法人会として参加者の皆様へタオルを提供しており、今年も多くの皆様からお礼の言葉を頂きました。

支部役員の声掛けを中心に集まつた12名の会員のご協力と併せまして、大変意義深い活動になつたと感じております。



晴天に恵まれた8月26日(日)、27社105名の参加を得ての開催となりました。今回は、例年7月上旬に開催していた「すもも狩り」が豪雨災害で中止となり、内容を変更して開催しました。園主の(農)世羅大豊農園 緑宜谷組合長の指導を受け、慎重に梨を選んで収穫しました。持ち帰りは一人8個ぐらいでした。大きく実った梨はずっしりと重く、ビニール袋いっぱいになりました。梨狩りの後は、「bingoゲーム」で大いに盛り上がりました。参加企業から提供された景品は、自社商品など総数124個。お目当ての景品が無くならないよう祈りながら、楽しいひと時を過ごしました。

世羅郡支部 会員親睦事業 梨狩り

新会員ご紹介

平成30年9月5日現在／会員数1,926社

支 部	法 人 名	所 在 地	業 種
向 島	(株)井川工房	尾道市向東町11982	建築設計・施工・監理
世羅郡	(株)おへそ	世羅郡世羅町宇津戸1155	飲食業・製造小売業
	(有)高山工業	世羅郡世羅町大字伊尾2703-1	輸送用機械器具製造業

行事予定

月	日	曜日	行 事 名	場 所
10月	11	木	第35回 全国大会(鳥取大会)	とりぎん文化会館(鳥取県鳥取市)
	22	月	広島国税局長講演会	福山ニューキャッスルホテル
11月	3	土	第10回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式 第19回 楽市楽座	尾道商工会議所駐車場・1階ロビー 尾道商工会議所駐車場
	7	水	文化講演会	尾道しまなみ交流館
	9	金	第32回 青年の集い(岐阜大会)	長良川国際会議場(岐阜県岐阜市)
	16	金	青年部会例会	世羅郡世羅町
	29	木	女性部会例会	竹原市
			第5回 総務委員会	未定
12月			第3回 理事会	未定
	22	火	全法連 新年賀詞交換会	全法連会館(東京都)
1月	31	木	新年研修会	尾道国際ホテル

※平成30年9月5日現在の予定につき、日程等変更となる場合がございます。

編集後記

今年の夏の甲子園は100回大会であった。大会は、史上初の2回目の春夏優勝で北大阪代表の大坂桐蔭高校が優勝を飾った。

広島県代表の広陵高校は、鈴木誠也の出身校である二松学舎に豪雨災害の被災者への思いを込め戦つたが、惜しくも負けてしまった。

全国高校野球大会は、伝統と時代に沿つた新たな試みを行ながら、一世紀という節目を迎えた。

企業も社会が激変する中、これまでの伝統を守りつつ、新たな挑戦をして次の世代に繋げるよう、それぞれの節目を一所懸命に経営努力している。

私も新たな節目をこのレトロな雰囲気を醸す商店街と新たな駅に生まれ変わろうとするソラとウミのアイダのこの地で迎えることになり、不安と期待を持ちながら、今より成長出来ればと向島を眺めながら思っている。

(I · K)

川柳

因の島ガス
(株) 村上祐司

・五輪の輪二度見たいと医者通い
・被災地でやる気にさせるボランティア
・若い子が同じに見えて老いを知る
・カーブ女子ドラマをつくる脚本家
・断水は我慢忍耐思いやり

面接によるご相談は、 事前予約をお願いします！

面接相談を希望される方は、電話で事前に相談日時等を予約していただいた上で、個別に相談をお受けしています。

- ※ 予約の際には、お名前、ご住所、ご連絡先、ご相談内容等をお伺いいたします。
- ※ 相談日当日は、具体的な事実関係が確認できる書類等をご持参ください。

事前予約のお電話は！

尾道税務署　・ (0848) 22-2131 (代表)

※ 自動音声案内に従って「2」番を選択してください

【平成30年10月から平成30年12月までの相談日等】

相談内容	相談日
所得税・個人消費税	毎週月・木曜日
相続税・贈与税・譲渡所得	毎月第1・3月曜日
法人税・法人消費税・印紙税・源泉所得税・年末調整	毎週水曜日

※ 相談日当日が休日の場合は、翌開庁日が相談日となります。

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センター又は国税庁ホームページをご利用ください。
詳しくは、「国税庁ホームページ」を検索

尾道税務署